

平成 18 年 12 月 15 日

## 日・インド経済連携協定に関する意見

日印経済委員会

インドは、10 億人を超える巨大な市場を有し、優れた高等教育システムに支えられた豊富な高度人材を活用し、1991 年に経済改革を実施して以降、平均で 6%、ここ 3 年間の平均では 8% という目覚ましい経済発展を遂げ、世界の注目を集めている。また、インドは、タイ、シンガポール、ASEAN との経済連携協定交渉や東アジアサミットへの参加に見られるように、積極的に対外的な経済関係の強化を図っており、東アジアにおける経済統合が進展する中、その存在感を増している。

わが国とインドは長い交流の歴史を持つが、アジアで第一位と第三位という両国の経済規模を考えると、日印両国の経済関係は低い水準に留まっている。日印両国は、民主主義や市場経済、法の支配といった基本的な価値観を共有するとともに、アジアの発展、特に東アジアにおける経済統合に幅広い利益を共有しており、両国の連携を促進することは重要である。また、インドの市場、並びに投資先としての潜在成長力に対するわが国企業の関心が急速に高まっており、両国の経済関係を強化することは喫緊の課題である。

このような中、わが国とインドは両国首脳の合意を受け、日・インド経済連携協定の締結に向け交渉を開始することとなった。1966 年の設立以来、インドの政・財界との交流を通じ、両国間の経済関係の発展に貢献してきた日印経済委員会としては両国首脳の合意を歓迎し、この協定の締結を強く支持するものであり、早期に協定が締結されることを期待する。

当委員会は、日印両国政府に対し、以下に述べる意見に十分留意し交渉するよう要望する。

### I. 協定の内容について

日・インド経済連携協定は、健全な世界貿易の持続的な発展に寄与することを目的とし、協定の対象分野に関しては、関税及び非関税措置といった国境措置に加え、投資、サービス、人の移動、知的財産権、ビジネス環境の整備などを含めた包括的で広範なものとするべきである。

また、交渉に際しては、実際に貿易や投資を行う民間企業の意見が十分に反映されるよう、交渉のプロセスを企業にも公開し、企業が結果だけを知らされないことがないよう配慮すべきである。

## II. 交渉で取上げるべき具体的な項目

### 1. 物品の貿易

#### (1) 関税

物品の貿易に関しては、WTO ルール（GATT 第 24 条）に整合的な協定となるよう、可能な限り広範な品目について関税の撤廃を行うべきである。これまでインドが締結した自由貿易協定においては、関税引下げの対象外とした品目が相当数あるが、わが国との協定においては、実質的に全ての関税を引下げるべきである。

インド政府は、ここ数年間、基本関税率を引下げているが、農産品の平均実行税率は 37.4%、非農産品の平均実行税率は 27.9%と、中国や ASEAN 加盟国などわが国の主な貿易相手国に比べ、依然、高い水準にある。特に、完成品の関税率と部品の関税率が同じケースがあり、現地に投資した企業にとっては、現地生産のメリットを見出し難い。

日・インド経済連携協定により、輸送機器（自動車、自動二輪車、建設機械）及びそれらの部品、工作機械、電気・電子製品（コピー機、複合プリンター、二次電池など）、化学工業品、電力関連設備に係るインドの関税が撤廃されるよう要望する。特に、資本財に係る関税の撤廃を強く要望する。また、その観点から、輸出促進のための資本財輸入スキームである EPCG (Export Promotion Capital Goods) スキームを利用する場合に課せられる一律 5%の軽減税率についても撤廃するよう要望する。

また、基本税率（0%、5%、10%、12.5%の 4 段階）が引下げられても、追加関税（原則 16%、一部品目は 0%、4%、8%が適用される）、相殺関税（一律 4%）、教育目的税（2%）が課され、実質的に極めて高い関税となっている。例えば、基本税率 12.5%、追加関税率 16%の産品の場合、最終的な関税率は 36.736288%となる。更に、追加関税などは、税率が毎年改訂されるため、企業における関税事務が非常に煩瑣になっているばかりか、採算が不安定になっている。従って、わが国との経済連携協定においては、関税を撤廃するだけでなく、幅広い分野において追加関税、相殺関税、教育目的税についても撤廃すべきである。

#### (2) 貿易救済措置

インドは、1995 年の WTO 設立以来、2006 年 6 月までに 323 件のアンチダンピング措置を発動しており、世界で最もアンチダンピング措置を多用している。アンチダンピング措置の濫用は企業に過大な負担を強いるものであり、また、関税引下げ効果を無駄にする結果となりかねない。そのような観点から、日・インド経済連携協定において、一方の締約国がダンピング調査の開始を決定した場合、

調査開始前に相手国政府への速やかな通報を義務付けるとともに、両国政府間で協議することを規定し、恣意的かつ保護主義的なアンチダンピング措置の濫用を防止すべきである。

また、セーフガードに関しても、協定の発効に伴う関税の引下げ等により、一方の締約国に悪影響が生じたと考えられる場合には、そのような事態に対処するため、両国政府による協議により解決を図るメカニズムを設ける必要がある。

なお、アンチダンピング措置、セーフガード措置、補助金及び相殺関税など貿易救済措置の適切な適用については、WTO加盟国の権利であり、これを二国間協定で撤回することは望ましくない。自由化を進めるにはWTO上認められる一定の救済措置は担保されるべきである。

### (3) 原産地規則

特惠貿易協定（経済連携協定）における原産地規則は、締約国間の貿易促進に資するとともに、第三国からの迂回輸入を阻止するために必要不可欠である。しかしながら、原産地規則及びその運用規則が必要以上に厳しい場合、却って貿易を阻害する要因になりかねない。従って、原産地規則は明確で、透明性があり、利用者にとって分りやすく運用が容易でなければならない。

インドはASEANとの包括的経済協力枠組み協定の交渉において、関税番号変更基準（4桁）と付加価値基準の両方の充足を要件とする原産地規則を提案しているが、日印両国は、このような厳しい規則を採用するべきではない。

なお、わが国とインドとの経済連携協定における品目別原産地規則の策定に際しては、2007年1月1日に改正される商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）に基づく分類を採用すべきと考える。

### (4) 原産地証明書

日印両国政府は、原産地証明書の運用に係る規則を定めるに当たって、ラインボイスなど、変化が激しく、また多様な貿易の実態を十分に考慮する必要がある。

なお、これまでわが国が結んだ経済連携協定においては、原産地証明書に係る運用規則は協定発効当日に決定されることになっているため、原産地証明書を利用する企業や原産地証明書の発給機関にとって十分な準備期間がなかった。インドとの経済連携協定においては、原産地証明書に係る運用規則を附属書の一部とし、協定の署名から発効までの間に十分な準備期間を確保できるようにすべきである。

日本商工会議所をはじめ各地商工会議所がメキシコ、及びマレーシアとの経済連携協定に基づく特定原産地証明書を発行している実績に鑑み、本件の交渉にあたり、商工会議所への意見照会や情報提供などについて可能な限り配慮するよう要望する。

## 2. 税関手続き

### (1) 税関手続き

インドにおける通関手続きに際して、税関から要求される書類の種類が多く、また、関税制度が複雑なこともあり、通関手続きに非常に時間が掛かる。急を要するため航空便で貨物を送った場合でも、インド国内の空港に到着してから荷受人の手元に届くまで1週間掛かることもある。また、免税スキームを利用した場合に、関税の還付手続きが煩雑である。通関手続きの簡素化、および迅速化を図るべきである。税関手続きの簡素化・迅速化により、企業にとってはコスト削減のメリットが有る。

### (2) 課税標準

WTO 関税評価協定においては、課税標準として CIF 価格、または FOB 価格を採用するかは各国の国内法に委ねられている。インドの場合には CIF 価格を課税ベースに採用しているが、CIF 価格に荷揚げ費用 (CIF 価格の 1 % と見積もる) を加えた価格をベースとしている。関税評価協定における CIF 価格は輸入港到着時の価格であり、それに従うべきである。

### (3) 関税分類

インドでは、本来、WTO の情報技術協定 (ITA) の対象として無税とすべきデジタルカメラについて、動画機能を有する製品は ITA の対象とは認めず、12.5% の関税 (及び相殺関税) を賦課する法律の導入を検討しており、現在、当該製品の輸入に際しては銀行保証を求められている。国際的な基準に基づいた関税分類を実施するよう要望する。

わが国がこれまでに締結した経済連携協定において、わが国の税関と協定の相手国税関との間で分類に係る判断に相違が見られるケースが少なくない。関税分類が異なる結果、関税の撤廃・削減の効果が減殺される。従って、日印両国政府は交渉において、関税分類について十分に調整すべきである。特に、WTO 情報技術協定 (ITA) の対象となる製品に関しては、2007 年 1 月 1 日に実施される商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約 (HS 条約) の改正において、情報関連機器の品目表が大幅に見直され、また新設される分類が多いことから、ITA の趣旨が活かされるよう、日印両国政府間で ITA 対象製品の分類について十分に調整を行う必要がある。両国間で関税分類について調整した上で、品目別原産地規則を策定すべきである。

### 3. 基準・規格

基準・規格、及び適合性評価手続きは、品質の確保、安全性の確保、生命・健康の保護、環境の保全、製品間の互換性、生産の効率性などに重要な役割を果たしているが、適切に設定、運用されない場合、貿易を阻害し、あるいは市場参入の障壁となりかねない。従って、日・インド経済連携協定において、基準・規格、及び適合性評価手続きが両国間の貿易・投資の障壁とならないよう明確に規定する必要がある。

なお、インドの国内規格に関して、わが国企業から以下のような問題点が指摘されている。

#### (1) インド規格（BIS 規格）

インド基準局（Bureau of Indian Standards）の規制対象品目の輸入に際して、インド規格への準拠、もしくは製造社のインド規格審査及び登録、手続き費用の支払い等が義務付けられており、インドにおける輸入手続に多大なコストが発生する。BIS 規格の撤廃、もしくはわが国の規格との相互承認を図るべきである。

#### (2) 最高小売価格（MRP）表示制度

小売店が不当に高い価格を設定しないように消費者保護の目的で、個別カートン毎に最高小売価格（MRP：Maximum Retail Price）の表示、または MRP ステッカーの貼付が義務付けられている。このため工場出荷時に MRP ステッカーを貼付できない製品については、一旦、保税倉庫でステッカーを貼付してから輸入通関を行い、販売先に送ることになる。その結果、在庫リードタイムや工数、ロジスティック・コストに影響が出ている。また、MRP はテレビ、オーディオ製品などの輸入時に課される相殺関税の算出基準にも使われており、関税計算を複雑にしている。MRP 表示制度の廃止を要望する。

#### (3) 州政府の規制

西ベンガル州の規則により、全ての圧力容器について、4 年毎に水圧テストが義務付けられているが、莫大な費用と期間が掛かり、負担が重い。日本と同様に製作時と変更時に限るべきである。ボイラーに係る規則において水圧テストの実施が義務付けられている。また、このボイラーに係る規則は安全弁の新設・変更時に実流体を用いた噴出テストを要求しているが危険で非現実的であり撤廃すべき。

### 4. 衛生植物検疫措置

日・インド経済連携協定において、衛生植物検疫措置は、WTO の衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づき、人、動物、または植物の生命、または健康を

保護するために必要な限度において、科学的な原則に基づき、恣意的または不当な差別とならないことを確保し、国際貿易に対する偽装された制限とならないように適用することを明確にすべきである。

## 5. 投資

インドは、2002年2月に直接投資の許可制度をポジティブリスト方式からネガティブリスト方式に変更し、リストに該当しないものについては、外資出資比率100%までの直接投資が自動認可されることとなり、透明性の向上に努めている。また、我々日印経済委員会も、1999年に設置された日インド官民投資対話に積極的に参画し、対インド投資を進める上での様々な問題点について改善を要望してきたところであるが、依然、投資に対する規制が多く残っている。

インドは、わが国の製造企業、特に中小企業の投資を促進したい意向であるが、インド経済の活性化、裾野産業の育成、並びに雇用の促進を図るためにも、以下のような投資に係る規制を撤廃・緩和し、投資の受入を増大すべきである。

### (1) 既存提携先同意書 (Non-Objection Certificate)

出資した合弁事業（マイノリティ）を持っている場合、同一業種で新規合弁事業（マジョリティ）を開始する場合、新規事業者は従前の事業者から同意書を取得しなければならない。既存事業と同一業種の新規事業への参入規制を緩和すべきである。

### (2) 送金規制

インドでは、日本からの赴任者が日本に送金する際には、現地で受取った給料の75%以下という規制がある。この規制の撤廃を要望する。

### (3) 撤退規制

経営環境の変化等により債務超過に陥った場合、疾病会社法（Sick Industry Company Act）に基づき、産業財務再建委員会（BIFR）に届出なければならない。届け出るとBIFRの管理の下、再建策を講じるか自力救済、もしくは解散となるが、撤退を許された事例がない。会社法の改正などの法整備により企業の清算手続きを簡素化すべきである。

### (4) ロイヤルティ送金に対する規制

ロイヤルティの送金については、輸出額の8%、国内販売額の5%を超える場合、また、ロイヤルティ契約に伴う初期の一括支払額が200万ドルを超える場合、インド準備銀行（RBI）の事前認可が必要とされているが、実際にはRBIの許可が得られない場合がある。ロイヤルティ送金についての規制を撤廃すべきである。また、商標の使用に対するロイヤルティの支払いについては、輸出額の2%、

国内販売額の1%を超える場合、事前認可が必要であるが、インド準備銀行での申請から許可まで約半年要する こともあり、本件についても規制を撤廃すべきである。

日印両国間の投資を促進するためには、投資の自由化と投資家の保護が必要あることから、経済連携協定において、透明性、収用と補償、送金の自由、投資許可前及び投資後の最恵国待遇及び内国民待遇、パフォーマンス要求の禁止について明確に規定すべきである。なお、最恵国待遇及び内国民待遇は国内裁判を受ける権利及び税制に関しても適用されるべきである。

また、投資家の保護の観点からは透明性のある効果的な紛争解決メカニズムが必要である。紛争当事者の紛争解決手段の選択肢を広げるため、インドは早期に国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（ICSID 条約）に加盟すべきである。

## 6. サービス

### (1) サービスの自由化

サービスの自由化は経済を効率化し、対内直接投資の増大や雇用促進などのメリットをもたらす。特に、製造業に関連するサービス産業の自由化は、迅速で効果的なサプライチェーンを構築する上で必要不可欠になっている。サービス産業の自由化については、WTO ドーハ・ラウンドにおいて交渉が進められているが、日・インド経済連携協定においても幅広い分野において自由化を推進し、WTO 協定（GATS 第5条）に整合的なものとすべきである。なお、サービス分野に関しては、広い分野で高いレベルの透明性の高い約束を確保するため、「ネガティブリスト」方式により交渉すべきである。

インド政府に対して、以下のサービス分野における自由化・規制緩和を要望する。

#### ◇ コンピュータ関連サービス

- 支店設立制限の撤廃

#### ◇ 電気通信サービス

- 外資比率規制（基本電気通信：49%、付加価値電気通信：74%）の緩和
- 付加価値電気通信サービスの市場参入規制の撤廃
- 相互接続など公正な競争条件の確保

#### ◇ 金融サービス

- 外資比率規制（保険：26%、銀行74%）の緩和
- 運送関連保険の越境取引の自由化

#### ◇ 海運サービス

- 国際海上貨物運送におけるインド船籍貨物船の使用義務（貨物の40%）

の撤廃

- 国際海上貨物運送サービスの拠点設置についての規制撤廃

☆ 建設サービス

- 外資比率規制（49％）の緩和
- 支店設立規制の撤廃

☆ 流通サービス

- 小売業の外資参入規制の撤廃

## (2) 自然人の移動

企業活動の海外展開の拡大に伴い、査証手続きの簡素化・迅速化をはじめ、海外における事業の円滑な推進のために専門的知識を持つ自由職業サービス提供者の移動の自由化など、自然人の移動の自由化・円滑化が重要になっている。

インド政府に対しては、わが国からの投資を拡大する観点から、短期滞在や企業内転勤に係る査証手続きの簡素化及び迅速化を要請する。特に、インド国内において査証の延長手続きを申請した場合に、3ヶ月の延長しか認められないため、一旦日本に帰国し、在京のインド大使館に3年間の査証を申請するほうが効率的である。査証の延長手続きに際しては、現地法人が発行した労働契約書に記載された期限まで延長を認めるなど、手続きの円滑化を図るべきである。

日印両国政府は、日印両国間の貿易・投資の促進を図るため、短期滞在（90日以内）に係る査証を相互に免除し、ビジネスの円滑化を図るべきである。また、短期滞在に係る査証の免除は両国間の観光分野の振興にも資するものと考えられる。

一方、わが国政府においては、企業間の契約に基づくサービス提供者の移動の円滑化について検討すべきである。また、資格の相互承認を通じた自由職業のサービス貿易を促進するため、国内規制規律について、安全性、信頼性、及びサービスの質の維持などに十分配慮した上で、規制緩和を検討すべきである。

また、2000年8月に訪印した森首相（当時）が表明した日印IT協力推進計画に基づく数次査証発給によるインド人IT技術者の受け入れについて、査証発給基準が緩和されたにも拘らず、インド人IT技術者の受入は低調である。日印間のIT技術者の交流を活性化するため、制度の運用を改善すべきである。

## 7. 知的財産

### (1) 知的財産権の保護

インドは知的財産権に係る法制度が十分に整備されておらず、また、法整備が遅れが生じているため、知的財産権の保護が十分でない。また、海賊版や模倣品等の知的財産権侵害品を税関において水際で取り締まる制度が整備されていないな



ど、執行面でも十分な対策が講じられていない。

インドは商標法条約、著作権に関する世界知的所有権機関条約、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約、並びにマドリッド・プロトコールなど、知的財産権保護に係る重要な国際条約の幾つかに加盟していないため、可能な限り早期にこれらの条約を批准するとともに、関連する国内法制度を整備し、知的財産権の保護と執行を強化する必要がある。

## (2) 商標登録手続きの迅速化

インドでは商標登録に非常に時間が掛かる。商標登録にかかわる法律や制度を早急に整備し、迅速な登録手続きの実施に務めるべきである。知的財産権を十分に保護する観点からも、迅速な登録制度・手続の実現は必要不可欠である。

## 8. 競争

両国間の貿易、及び投資を促進する観点から、日・インド経済連携協定において、透明性、無差別性、及び手続きの公平などの基本原則、ハードコア・カルテルの禁止、及び両国の競争当局間の協力を含めた規定を整備し、企業による反競争的行為を防止すべきである。

なお、わが国企業からは、競争政策に関し、インド市場における以下の問題点が指摘されている。

- ◇ 民活電力事業分野において、ウルトラ・メガ・プロジェクトでは政府系電力会社 NTPC (National Thermal Power Corporation) の入札参加が認められており、競争を阻害し、民業を圧迫している。
- ◇ インド国内において合弁で事業参入した場合に合弁したインド企業に独占権が付与される。この独占権を撤廃すべきである。

## 9. 政府調達

インドにおける政府調達の手続きが不透明である。インドは、早期に WTO 政府調達協定に加盟し、関連する国内法制度の整備により透明性の向上を図るべきである。また、政府系企業に特惠待遇が与えられているため外国企業がインド政府との契約を獲得するのは容易ではない。政府系企業の入札価格と最低入札価格の差が 10%以内であれば政府系企業が契約を獲得できる特惠調達方針を早急に見直すべきである。

具体的な例として、電力プラント分野の政府入札において、政府系企業の BHEL (Bharat Heavy Electricals Limited) に対して特惠待遇が付与されている。

## 10. ビジネス環境の整備

インドに進出しているわが国企業が厳しさを増すグローバル市場において、競争力のある事業を維持していくためには、ビジネス上の様々な課題を解決する透明性と実効性のある枠組みが必要である。ついては、わが国がこれまでに締結した経済連携協定と同様に、インドとの経済連携協定においても、民間も参加可能なビジネス環境整備のための小委員会を設置すべきである。

また、インドのビジネス環境における次のような課題の解決に取り組むよう 要望する。

#### (1) 税制

インドでは、税制が頻繁に変更され、しかも内容が明確でないため、税務当局の恣意が入りやすい。税制の変更に際しては、変更内容を事前に公表し、企業が対応できるよう十分な期間を確保すべきである。

なお、インドの税制に関し、以下のような問題が指摘されている。

##### ①法人税

インドの法人税額は、インド企業に対しては 30%（実効税率は 33.66%）であるのに対し、外国企業に対しては 40%（実効税率は 41.82%）が課される。外国企業に対する差別的な法人税率の適用を早急に改めるべきである。

##### ②VAT の導入

国内取引税に関し、2005 年 4 月から州販売税に代わって連邦税の VAT（付加価値税）が導入されたが、VAT を導入した州と未だに導入していない州が並存しており、国内取引に係る税務が煩雑になっている。インド政府は、VAT 未導入の州政府に対し、早期の導入を働きかけるべきである。

##### ③駐在員事務所への課税

インドの税務当局は、本来非課税である駐在員事務所をパーマネント・エスタブリッシュメント（PE）と見做し、課税している。PE の定義を明確化するとともに、駐在員事務所に対する課税を止めるべきである。

##### ④フリンジ・ベネフィット税

フリンジ・ベネフィット税が 2005 年に新設され、出張旅費、出張先の宿泊費、交通費、社宅補助費など外国企業が一般的に駐在員に支給する費用が課税対象となっている。この税制は撤廃すべきである。

##### ⑤中央売上税

インド政府は、中央売上税（CST : Central Sales Tax）を段階的に撤廃する予定であるが、撤廃のスケジュールが公表されていない。CST の撤廃スケジ

ルールを明確にするとともに、早期に撤廃すべきである。

#### ⑥研究開発税 (Research & Development Cess)

技術の輸入に対して5%の研究開発税が課されている。インドへの投資、特に、技術移転を阻害するため、研究開発税を廃止すべきである。

#### (2) 労働問題

インドでの労働争議の発生件数は減少しているが、国際比較で見ると、依然として他国に比べ多く、また、労働争議による労働損失日数が世界一多い。労働争議を迅速に解決するため、SEZにのみ適用される法律を整備してはどうか。

#### (3) 労働法制とイクジット・ポリシー

インドでは、従業員100人以上の企業が労働者を解雇する場合、州政府の事前認可が必要であるなど、労働者に対する保護が過剰なほど手厚く、労働者の解雇につながる事業の縮小、撤退は困難である。解雇に係る手続きを緩和した方が却って新規雇用の増大に繋がるのではないか。

#### (4) インフラ

道路、港湾設備、電力、通信など基礎的な産業インフラが未整備である。インド政府は、予算の拡充やODAの活用によりインフラ整備を推進するとともに、日本企業向けのインフラ開発公社を設立し、州政府と一体となって、インフラの整備と日本企業の誘致に務めるべきである。

#### (5) 工場用地の取得

州政府が工場用地として売り出した土地を日本企業が購入しようとしても、既に関り占められているケースが多い。投機目的での土地取得を規制すべきである。

#### (6) 司法制度

裁判が長期化することが珍しくなく、その結果、弁護士費用が嵩む。裁判の迅速化を図る必要がある。

#### (7) 輸出信用状の開設と取引

インドの銀行における輸出信用状の開設が困難である。また、輸出信用状の決済が期日通りに実行されない場合が多い。銀行の信用力の向上、ならびに銀行員の外国為替に係る実務能力の向上を図る必要がある。

#### (8) ホテル

インドの主要都市においてホテルの客室が慢性的な不足状態にあり、その結果、

宿泊料金が非常に高騰している。インド政府は、ホテル産業に係る規制、及びホテルの用地取得に係る規制を緩和し、ホテル建設を促進すべきである。

(9) 日本とインドとの間の航空路線

日印両国関係の緊密化に伴い、両国間の人の往来が急増しているが、日印間の直行便は週 11 便に留まっている。デリー以外の主要都市への就航も含め、航空路線の拡大が急務である。また、日印間の航空旅客便について羽田空港への乗り入れを認めるべきである。

1 1. 紛争解決

協定の解釈、または適用に係る両国間の紛争の解決のため、両国間の協議、斡旋・調停・仲介、仲裁裁判所の設置を含む、透明性があり、かつ実効性のある紛争解決手続きを定める必要がある。